官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・国土交通・環境一）　一
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）　二
〔法規的告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委三四）　二
〔その他告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁八七）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九一、二九二）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三一五～一三一九）　三
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示（農林水産・環境五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八四二）　四
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示（環境六五）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一八五～一八九）　四
○道路に関する件（北陸地方整備局四七～五〇）　四
○道路に関する件（中部地方整備局八〇～八二）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局九三、九四）　六
○都市計画に関する件（同九五）　六
○道路に関する件（中国地方整備局六一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四六）　七
○都市計画に関する件（同四七）　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　七
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　七
特定保安林の指定の解除について（同）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配八）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から代表者変更の届出があった件（同九）　八
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配二）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八八）　八
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所　九
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇一三

省　令

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令

エコツーリズム推進法施行規則（平成二十年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

○農林水産省・環境省令第二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十七号ニ中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

法規的告示

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十九日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	［同上］
四百七十五号	豊田市から岐阜県養老郡養老町まで
	いなべ市から四日市市まで
［略］	［同上］

［二～四　略］　　［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年八月三十日から施行する。

その他告示

○金融庁告示第八十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十九日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
第一条　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	**第一条**　［同上］
［一～百十四　略］	［一～百十四　同上］
百十五　ＪＰインベストメント株式会社	［号を加える。］
百十六　株式会社ＫＪＲＭプライベートソリューションズ	［号を加える。］
百十七・百十八　［略］	百十五・百十六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日

一　名　　称　令和七年度仏陸軍との実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年八月三十日から令和七年九月十四日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派　遣　地　域　仏領ニューカレドニア

総務大臣　村上誠一郎

○総務省告示第二百九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日

一　名　　称　パプアニューギニア独立国独立50周年記念行事（軍楽祭）派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年八月三十一日から令和七年九月七日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　パプアニューギニア独立国

総務大臣　村上誠一郎

○総務省告示第二百九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日

一　名　　称　令和七年度仏陸軍との実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年八月三十日から令和七年九月十四日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派　遣　地　域　仏領ニューカレドニア

総務大臣　村上誠一郎

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

平成元年八月十五日農林水産省告示第千八十一号（二の㈠の1から3まで、6（宮若市下字観音堂一四九六の一、一四九六の二、一四九六の三、一五一八の二、一五二一の一を除く。）、7及び8に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県八女市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県金山町大字八町字居平六二一の五（国有林）、六二一の一、大字本名字滝ノ上三八八二の一から三八八二の四まで、三八九六の二、三八九七から三九〇一まで、三九〇二のイ、大字大塩字昇沢三六の三、三六の五四から三六の五九まで、大字水沼字沢東一一三二の二、一一五二の二、一一五三の一、一一五五、一一五六、一一五七の一、一一五八、一一五九の一、字赤沢五七三の一、五七六、五八六の一、大字横田字戸板山二六九三の一、二六九三の六一から二六九三の七一まで、大字西谷字柴引沢一五八四、一五八五、字小白沢一五五〇の一六から一五五〇の一九まで、字石窪一〇八六の三、一〇九〇、一〇九の一から一〇八九の三まで、一〇九〇、一〇九一、字二十苅一一六二、大字太郎布字宮平一〇四から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一二九の一、一二九の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢東一一三二の二、一一五二の二、一一五三の一、一一五五、一一五六、一一五七の一、一一五八、一一五九の一、字赤沢五七三の一、五七六、五八六の一、字戸板山二六九三の一・二六九三の六一から二六九三の七一まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字柴引沢一五八四、一五八五、字小白沢一五五〇の一六から一五五〇の一九まで、字石窪一〇八六の三、一〇八九の一から一〇八九の三まで、一〇九〇、一〇九一、字二十苅一一六二、字宮平一〇四から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一二九の一、一二九の二

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平一三〇、大字飯谷字峠西五〇〇の一、丙五〇〇の二、字田ノ上丙四九八、大字小椿字山中乙四一一の三、乙四一一の四、乙四一一の四一、乙四一一の力、乙四一一のヨ、乙四一一の夕、乙四一一の丰、乙四一一のノ、大字軽井沢字岩下五六六、五七〇の一、五七一から五七三まで、大字猪倉野字宇津野乙五六五から乙五六七まで、乙五七〇、乙五七六、乙五七六の二、字中ナ澤乙六八九のロ、乙六八九の二、乙六八九のリ、乙六八九のヌ、乙六八九のル、字南山乙七六七の一、乙七六七の三から乙七六七の一〇まで、乙七六七の一四から乙七六七の二一まで、字高森乙七八八、大字**久保**田字沢道甲一四四〇から甲一四四六まで、字上ノ宮甲四一一の三、甲四二二、甲四二三、大字細八字一ノ沢乙三三六、乙三三八、字下平乙三〇五、大字郷戸字下蛇澤乙二七四から乙二七八まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字松川字仁田二〇六の一から二〇六の四まで、二〇七の一から二〇七の五まで、二〇九の一から二〇九の三まで、字寺作二〇七の二から二〇七の八まで、二四八、二五一の二、二五一の四、二五四から二五六まで、二五六の三、二五九、二五九の二から二五九の四まで、二八五の一、二八五の三、二八五の五、二八五の七から二八五の一六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺作二四八、二五四、二五五、二五九、二五九の二、二五九の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字山上字浪滝二七九の二、二七九の三、二八〇の三、二八〇の四、二八一の一から二八一の四まで、二八六の二、二八六の三、二九六の一、二九六の二、字仮宿一八一の三から一八一の一四まで、大字大**久**田字石神九八の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第八号）

二　プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第九号）

三　フイリマングースの防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第十号）

四　ムンティアクス・レエヴェスィ（キョン）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第十一号）

五　カニクイアライグマ等の防除に関する件（平成十八年農林水産省環境省告示第三号）

○国土交通省告示第八百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上聖沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県静岡市葵区横山の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°08′07.4723″	138°22′02.8573″
2	35°08′07.8647″	138°22′02.7663″
3	35°08′08.1482″	138°22′02.7239″
4	35°08′08.4369″	138°22′03.1262″
5	35°08′08.0243″	138°22′04.1205″
6	35°08′07.1397″	138°22′04.4537″
7	35°08′05.1898″	138°22′04.6382″
8	35°08′05.1627″	138°22′04.2247″
9	35°08′04.1449″	138°22′04.4621″
10	35°08′03.9364″	138°22′04.2883″
11	35°08′03.9121″	138°22′04.1736″
12	35°08′03.8879″	138°22′04.0589″
13	35°08′03.8968″	138°22′03.8317″
14	35°08′04.7003″	138°22′03.5799″
15	35°08′04.9615″	138°22′03.6379″
16	35°08′04.9713″	138°22′03.7876″
17	35°08′06.8497″	138°22′03.4643″
18	35°08′07.2083″	138°22′03.0860″

○環境省告示第六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　マカカ・キュクロピス（タイワンザル）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第四十八号）

二　マカカ・ムラタ（アカゲザル）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第四十九号）

三　カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第五十号）

四　フクロギツネ等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十一号）

五　ハリネズミ属全種等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十二号）

六　カナダガン等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十三号）

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
横須賀市追浜町三丁目四番一から同市追浜本町一丁目一番三二まで	前	一七・九四～二八・六九	キロメートル 〇・二三七
	後	一七・九四～五八・二九	〇・二三七

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前	七・五〇～一〇五・二〇	キロメートル 〇・九九三
	後	七・五〇～一〇五・二〇	〇・九九三
	A	二二・〇〇～一〇九・〇八	一・〇六六
	B	二二・〇〇～一〇九・〇八	一・〇六六

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市富竹二丁目四九八番四地先から同市上石田一丁目四三〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市篠ノ井塩崎字東谷一〇九番二地先から同市篠ノ井塩崎字立町三六六番ロまで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○関東地方整備局告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員
つくば市手代木字田向二〇五二番一地先から同市梶内字梶内三二番一地先まで	二一・一〇～七一・〇六メートル　三・四六九キロメートル

(四) 指定する期日　令和七年八月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市石打字土堂一二九一番一から同市石打字瀬戸川原二〇六番二まで	前	一八・三五～四〇・八四メートル	〇・二一八キロメートル
	後	一七・四七～四〇・八四メートル	〇・二二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	南魚沼市石打字土堂一二九二番一から同市石打字瀬戸川原二〇三番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿賀野市寺社字鴨深甲三〇八六番三から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで	前	A 一一・八六～一〇・〇〇メートル	九四・五〇キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 八・三〇～一一・八六メートル	四五・七〇キロメートル	
		C 一〇・〇〇～八・三〇メートル	一六四・四八キロメートル	
	後	A 一一・八六～一〇・〇〇メートル	九四・五〇キロメートル	
		B 八・三〇～一一・八六メートル	三・二六〇キロメートル	
		C 一〇・〇〇～八・三〇メートル	一六四・四八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市堀越字土本五一四番一から同市野地城字原二七一番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○中部地方整備局告示第八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
本巣市三橋字三本木三四四番一から岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字宮後二四八番一まで	前	二四・五二～三七・六メートル	六・二二キロメートル
	後	一一・七七～三八・七〇メートル	六・五四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	本巣市上保字菊松九〇一番三から安八郡神戸町大字西座倉字本郷一六九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月三十日十五時

○中部地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
本巣市上保字菊松九〇一番三から岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字本郷一六九番一まで	一二・〇六～三七三・二三メートル　七・〇九二キロメートル

四　指定する期日　令和七年八月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
(一) 道路の種類　一般国道		
(二) 路線名　二十九号		
(三) 道路の区域		
宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番五から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一まで	前	一八・四二～四二・九〇メートル
	後	一六・二四～四二・九〇メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番五から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年近畿地方整備局告示第三十三号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線

三　事業施行期間　自令和六年三月十八日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年近畿地方整備局告示第三十三号の事業地のうち、伯太町二丁目地内において、事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
萩市大字下田万字押付二七七二番一から益田市高津一丁目イ一一二八番四五まで	前	B　九〇・四六～一六九・七〇メートル	A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八六・八六～一二・四二メートル	
		B　九〇・四六～一六九・七〇メートル	
		C　八六・八六～一九・四五二メートル	
長門市三隅中字大畠一六一三番一から萩市大井字下河原一六八一番八まで	前	A　七・五〇～一三三・五〇メートル	〃
		B　一〇・五〇～三一八・〇〇メートル	
	後	A　七・五〇～一三三・五〇メートル	
		B・C　〇・〇〇～三一八・〇〇メートル	

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
		二九・六九五	
		一四・九六九	
		二九・六九五	
		二六・〇二九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山陰西部国道事務所

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	愛媛県西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一地内	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○四国地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第百二十四号松山広域都市計画道路事業三・四・五十六号余戸北吉田線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外出張等不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事
東京簡易裁判所判事に補する　新宅　孝昭
東京簡易裁判所判事
松戸簡易裁判所判事に補する（以上八月十六日）　羽生　康博
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補・宇都宮簡易裁判所判事
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる　大森　隆司
名古屋地方裁判所岡崎支部判事補に補する
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する（八月十八日）
長崎地方裁判所判事兼長崎家庭裁判所判事・長崎簡易裁判所判事　岡部　豪
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　金地　香枝
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所長を命ずる
長崎簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上八月十九日）

○定年退官
簡易裁判所判事堀井律は八月十五日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事松藤和博は八月十八日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事仙波陽子は八月十九日限り定年退官
簡易裁判所判事高田和夫は八月二十日限り定年退官

皇室事項

御答電

天皇陛下から六月九日ボルトガル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十八日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年8月29日

消防庁長官　大沢　博

消防庁防災業務計画の修正要旨

1　修正の要旨

消防庁は、災害対策基本法第34条第1項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

2　施行年月日

令和7年8月29日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年2月4日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）雨竜川中央地区

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年3月25日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）雨竜川中央第2地区

特定保安林の指定の解除について

令和7年8月19日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道深川市（以上1市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　占用を制限する区域　備考
南魚沼市石打字土堂一二九二番一から同市石打字瀬戸川原一〇三番三まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月三十日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　占用を制限する区域　備考
阿賀野市堀越字土本五一四番一一から同市野地城字原二七一番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月三十日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一地内	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十九日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮崎市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七六一番一から同市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七〇番一まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十九日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月29日

国土交通大臣　中野　洋昌

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要	備考 地図の刊行日
地形図	2万5千分1	令和7年	旭川	12—4	島ノ下	調製・多色・征判	令和7年9月1日
〃	〃	夕張岳	2—3	狩勝峠	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	5—4	西達布	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	6—1	落合	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	6—3	幾寅	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—1	布部	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—2	山部	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—3	布部岳	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—4	芦別岳	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	3—4	総進	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	4—3	浦臼	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	4—3	晩生内	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	5—1	留萌	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	5—2	大和田	〃	〃	〃
〃	〃	八戸	4—2	普代	〃	〃	〃
〃	〃	八戸	4—3	陸中野田	〃	〃	〃
〃	〃	盛岡	4—4	玉川	〃	〃	〃
〃	〃	盛岡	1—1	田野畑	〃	〃	〃
〃	〃	田飯	1—3	沼袋	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	15—3	上之保	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	3—2	美濃	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	3—4	岩佐	〃	〃	〃
〃	〃	大分	4—3	岐阜北部	〃	〃	〃
〃	〃	大分	10—3	大船山	〃	〃	〃
〃	〃	大分	10—4	久住山	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	14—2	久住山方	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	6—2	直方	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	6—4	脇田	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	7—3	篠栗	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	11—1	福岡南部	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	11—2	福岡南部	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	12—3	脊振山	〃	〃	〃

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４５号
東京都新宿区新宿４丁目３番15号レイフラット新宿Ｂ棟
清算株式会社　パールプラス山梨株式会社
代表清算人　宮島　　渉
1　決定年月日　令和７年８月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
代表清算人　槇本　茂良
1　決定年月日　令和７年８月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所尾道支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００２号
東京都墨田区太平４丁目23番19号
清算株式会社　株式会社ブンカゴム
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市福島町244番地11
清算株式会社　株式会社トリ中
代表清算人　中条　賢司
1　決定年月日　令和７年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社トリ中（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の債権者に弁済する。
⑵　一般債権の放棄
一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が一般債権者に通知したときに、一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の債権者に弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、㈱ハマシンフーズ及び中条賢司が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。
（別紙省略）

以上
前橋地方裁判所民事部

監 督 命 令

管理命令取消

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) http://www.gold-pak.com
(乙) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/185.html
令和七年八月二十九日
東京都品川区東品川四丁目一三番一四号
(甲) ゴールドパック株式会社
代表取締役　宇治　俊雄
長野県大町市大町三五〇〇番地一
(乙) ＡＷ・ウォーター株式会社
代表取締役　永井　毅之

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年八月二十九日
東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号新宿フロントタワー一四階
(甲) 弁護士法人響
代表社員　西川　研一
東京都港区浜松町二丁目七番一三号ＶＩＳＴＡ浜松町九階
(乙) 弁護士法人みつ葉法律事務所
社員　平林　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　三頁
令和七年八月二十九日
東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ
(甲) ソルナホールディングス株式会社
代表取締役　安宅　祐樹
東京都中央区築地二丁目九―四
(乙) ソルナ株式会社
代表取締役　安宅　祐樹

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月九日を予定しております。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　四頁

令和七年八月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一八階

（甲）ＦＭホールディングス株式会社

代表取締役　加笠研一郎

長野市大字北尾張部三六番地

（乙）ＦＩＣＴ株式会社

代表取締役　雨宮　隆久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.j-rietec.co.jp/nr-shingou/

（乙）https://www.j-rietec.co.jp/nr-denshasen/

令和七年八月二十九日

東京都荒川区西尾久四丁目一四番六号

（甲）ＮＲ信号システム株式会社

代表取締役　鴇　賢一

東京都荒川区西尾久四丁目一四番六号

（乙）ＮＲ電車線テクノ株式会社

代表取締役　地家　龍一

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十六頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　五十六頁（号外第一四三号）

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

（甲）あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社

代表取締役　世羅　憲章

静岡市駿河区登呂六丁目二番二九号

（乙）ＡＤＩＳ静岡ＧＨ株式会社

代表取締役　船曳　琢也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　七十四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一六二頁（号外第一三九号）

令和七年八月二十九日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号

（甲）東京美装興業株式会社

代表取締役　八木　秀記

高知県高知市南はりまや町二丁目四番一五号

（乙）株式会社四国プロパティーズ

代表取締役　濱端　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　産経新聞（東京本社版）

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　二十一頁

（乙）https://www.fcx.inc/koukoku

令和七年八月二十九日

東京都江東区青海一丁目一番二〇号

（甲）株式会社フジミック

代表取締役　吉本　治

東京都江東区青海一丁目一番二〇号

（乙）株式会社Fuji Culture X

代表取締役　吉本　治

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四十三階

（甲）税理士法人東京クロスボーダーズ

代表社員　村山　彰永

東京都港区東新橋一丁目五番二号

（乙）ＲＳＭ汐留パートナーズ税理士法人

代表社員　前川　研吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第四十一号）

令和七年八月二十九日

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス

（甲）株式会社日本ＨＰ

代表取締役　岡戸　伸樹

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス

（乙）ヒューレット・パッカード合同会社

代表社員

ヒューレット・パッカード・ジャパン・ホールディング・ビーブイ

職務執行者　吉田　敦子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一三五頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　十九頁

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（甲）株式会社東京電力タイムレスキャピタルＳＰＣ第４号

代表取締役　兵頭　賢

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号かながわサイエンスパーク西棟六階

（乙）株式会社シーエスデー

代表取締役　菅原　道隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十九日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）株式会社ＪＧ３２

代表取締役　桐迫　啓彰

東京都港区北青山二丁目九番五号

（乙）株式会社ユニオンゲートグループ

代表取締役　中川　有司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　六十九頁（号外第一〇三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　七十五頁（号外第八十九号）

令和七年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（甲）株式会社ＢＣＪ－53
代表取締役　竹井　友二
大阪市北区中之島三丁目三番三号
（乙）ＮＳグループ株式会社
代表取締役　大塚　孝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
（甲）ＩＰＩ合同会社
代表社員　井上　真一
東京都千代田区二番町九丁目三番ＴＨＥＢＡＳＥ麹町一階
（乙）トライデントホールディングス株式会社
代表取締役　井上　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙並びに丙の権利義務全部を承継して存続し乙並びに丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://grandline-w.com/
（乙）https://grandline-w.com/
（丙）https://grandline-w.com/
令和七年八月二十九日
東京都渋谷区恵比寿二―三一―五
（甲）株式会社GRAND LINE
代表取締役　義山　光浩
東京都渋谷区恵比寿二―三一―五
（乙）株式会社SEZEEN JAPAN
代表取締役　成田　炳和
東京都港区赤坂三―四―三
（丙）株式会社JW INTERNATIONAL
代表取締役　義山　光浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　七頁
令和七年八月二十九日
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド　代表取締役　伴　将行
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（乙）株式会社ミンカブソリューションサービシーズ
代表取締役　伴　将行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十八頁（号外第一二四号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十二日
掲載頁　十一頁
令和七年八月二十九日
横浜市港北区篠原町一二〇〇番地
（甲）三和エナジー株式会社
代表取締役　高松　克行
北海道千歳市豊里二丁目一〇番地三
（乙）株式会社オイルターミナル
代表取締役　高松　克行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十六日
掲載頁　六十一頁（号外第一九二号）
令和七年八月二十九日
名古屋市東区相生町七九番地一第２足立ビル一Ｆ
（甲）株式会社天仁
代表取締役　北川　哲司
名古屋市東区相生町八〇番地二〇一
（乙）株式会社さちのはな
代表取締役　北川　哲司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁

令和七年八月二十九日
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（甲）株式会社エクストリンク
代表取締役　廣瀬　祐一
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社アンド・アイ
代表取締役　廣瀬　祐一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七〇頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七〇頁（号外第一七五号）
令和七年八月二十九日
大阪市北区天神橋三丁目二番三二号
（甲）株式会社ハーモニー
代表取締役　時政　雅子
大阪市北区末広町二番二六号
（乙）日本楽譜・音楽書販売株式会社
代表取締役　時政　雅子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　十七頁
令和七年八月二十九日
大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号
（甲）ＭＲＫホールディングス株式会社
代表取締役　塩田　徹
大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号
（乙）ＭＩＳＥＬ株式会社
代表取締役　中　研悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六五頁（号外第一九一号）

令和七年八月二十九日

大阪府堺市美原区大保二二五番地

（甲）流浸工業株式会社

代表取締役　大久保秀俊

大阪府堺市美原区大保二二五番地

（乙）リュウシン基材株式会社

代表取締役　大久保秀俊

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　七十頁（号外第八十九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十九頁（号外第一五五号）

令和七年八月二十九日

広島県安芸郡坂町植田一丁目五番二七号

（甲）マツダスチール株式会社

代表取締役　磐本　優

広島県東広島市西条吉行東二丁目一番一一号

（乙）紅忠サミットコイルセンター株式会社

代表取締役　吉田　敦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十九日

埼玉県坂戸市山田町一二番四号

（甲）株式会社ナチュレファム

代表取締役　山口　秀典

埼玉県坂戸市山田町一二番四号

（乙）株式会社アットナチュレ

代表取締役　山口　秀典

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の焼肉ライク事業「焼肉ライク立川南口店」「焼肉ライク中野サンモール店」「焼肉ライク神田西口店」、ＮＡＯＲＵ整体事業「ＮＡＯＲＵ整体太田院」「ＮＡＯＲＵ整体川越院」、芸能事業、中古車販売事業、教育事業及び不動産収益事業等に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　十七頁

令和七年八月二十九日

埼玉県熊谷市石原一二〇三番地三

（甲）株式会社アピアム

代表取締役　関輪　隆成

埼玉県熊谷市石原一二〇三番地三

（乙）株式会社プレラス

代表取締役　関輪　隆成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業であるＭＥＱＱＥサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年八月六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　九十頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一四四号）

令和七年八月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一番一号

（甲）株式会社ザイマックスデジタル

代表取締役　有地　英之

東京都港区赤坂一丁目一番一号

（乙）株式会社ジザイめっけ

代表取締役　有地　英之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である上場不動産投資法人であるザイマックス・リート投資法人の資産運用にかかる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。なお、令和七年十月一日に、甲は、その商号を「名鉄・ザイマックスアセットマネジメント株式会社」に変更することを予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　九十頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　九十頁（号外第一四四号）

令和七年八月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号

（甲）株式会社ザイマックスアセットマネジメント

代表取締役　武田　直

東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号

（乙）株式会社ザイマックス不動産投資顧問

代表取締役　深江　秀樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の家具・家電レンタル及びインテリアコーディネート事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　八頁

令和七年八月二十九日

東京都新宿区新宿三丁目一七番五号

（甲）フォー・ディー・コーポレーション株式会社

代表取締役　小幡　毅

東京都新宿区新宿三―一七―五

（乙）株式会社フォー・ディー・コーポレーション

代表取締役　小幡　毅

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都渋谷区神南一丁目一番四号ＦＰＧリンクス神南五階

（乙）合同会社ラーマ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階

（乙）合同会社ナマギーリ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社プラットホーム（乙、住所大阪府茨木市上穂積四丁目一―二四）のマンスリーマンション事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　十七頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　八十九頁（号外第一八八号）
令和七年八月二十九日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺四丁目二四番一五号
水谷トラスト株式会社
代表取締役　水谷　好男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＧＰＴ本部（但し、吸収分割契約書に定める一部の組織を除く。）が有する国内生産機能に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　八十一頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六頁
令和七年八月二十九日
静岡県沼津市西沢田一四六番地の一
（甲）山梨電子工業株式会社
代表取締役　箕輪　英範
神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号
横濱ゲートタワー
（乙）エトリア株式会社
代表取締役　中田　克典

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸・管理業（但し、石川県金沢市神野町西の所有建物、山梨県都留市の所有建物、愛知県一宮市今伊勢町の所有建物、名古屋市昭和区の所有建物、岐阜県土岐市の所有土地、愛知県名古屋市緑区の賃借不動産、愛知県知立市の賃借不動産及び岐阜県高山市の賃借不動産に限る。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.terrace-gate.jp/kessan/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　七十四頁（号外第一六三号）
令和七年八月二十九日
名古屋市中区錦二丁目一八番一九号
（甲）ＮＥＸＣＯ中日本開発株式会社
代表取締役　宮坂　保彦
名古屋市中区栄二丁目四番一八号
（乙）ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社
代表取締役　伊東　要

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりミカド観光株式会社（乙、住所名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号）の石岡店不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　五十九頁（号外第一八六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　五十九頁（号外第一八六号）
令和七年八月二十九日
名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号
株式会社キャリアネット
代表取締役　城山珂奈見

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むＰＯＳシステム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十九日
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
株式会社クラフトフィックス
代表取締役　大塚龍太朗
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社エクストリンク
代表取締役　廣瀬　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む携帯ショップ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十九日
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（甲）株式会社ビーアル
代表取締役　俵　賢吾
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社エクストリンク
代表取締役　廣瀬　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むＷＥＢ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十九日
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（甲）株式会社ミレーヴ
代表取締役　岩谷　祐磨
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社エクストリンク
代表取締役　廣瀬　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むＷＥＢ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十九日
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（甲）株式会社ミレーヴ
代表取締役　岩谷　祐磨
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社アンド・アイ
代表取締役　廣瀬　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むグループ経営管理、財務、総務、人事その他の間接部門に係る事業、ＰＯＳ事業及びＷＥＢソリューション事業における既存契約に係る事業並びに株式会社アンド・アイとの間の吸収合併により乙が承継する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十九日
大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目一三番二二号
（甲）ＥＸＴホールディングス株式会社
代表取締役　仲田真紀子
大阪市北区曽根崎二丁目三番五号
（乙）株式会社エクストリンク
代表取締役　廣瀬　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエンジニアリング事業の機器製造部に関する事業の権利義務、丙のエンジニアリング事業のガスアプリケーションに関する事業の権利義務をそれぞれ承継し、乙丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/068.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/072.html

（丙）http://www.japan-pionics.co.jp/koukoku/jpc

令和七年八月二十九日

大阪府堺市西区築港新町二丁六番四〇

（甲）エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社

代表取締役　三橋　敏宏

札幌市中央区北三条西三丁目一番地六

（乙）エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社

代表取締役　粕谷　智樹

神奈川県平塚市田村三丁目三番三二号

（丙）エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社

代表取締役　荒川　秩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十二日

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十九日

大阪府吹田市朝日町一四番一九号

（甲）株式会社ｓａｔａｋｅグループホールディングス

代表取締役　梅原　一嘉

大阪府吹田市朝日町一四番一九号

（乙）株式会社Ｕ＆Ｓ

代表取締役　梅原　一嘉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＭＩＳＥＬ株式会社（乙、住所大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号）の婚礼・宴会関連事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　十七頁

令和七年八月二十九日

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

婚礼・宴会分割準備株式会社

代表取締役　中　研悟

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＭＩＳＥＬ株式会社（乙、住所大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号）の美容関連事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　十七頁

令和七年八月二十九日

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

美容分割準備株式会社

代表取締役　髙桑　満

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は丙のゴルフ事業に関する権利義務の一部を、乙は丙のゴルフ事業に関する権利義務の一部をそれぞれ承継し、丙はそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十九日

熊本県阿蘇市赤水一八一五番地一

（甲）株式会社阿蘇赤水ゴルフ倶楽部

代表取締役　島田　敏子

熊本市中央区紺屋今町一四番地

（乙）株式会社宇城ゴルフクラブ

代表取締役　島田　源太

熊本市中央区紺屋今町一四番地

（丙）株式会社あつまるホールディングス

代表取締役　島田　敏子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社つたや会館（住所青森県三沢市松園町三丁目八番四号）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十九日

青森県三沢市松園町三丁目八番四号

有限会社つたや会館

代表取締役　竹林　秋雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社グランプリュネ（住所さいたま市北区宮原町三丁目九〇一番地一Ｇ－七二七）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　十三頁

令和七年八月二十九日

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目一六一番地一

シスコム株式会社

代表取締役　森王　大樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社タッププラス（住所埼玉県上尾市中妻一丁目一四番地七）に対して当社のビル管理事業及び水処理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十三頁（号外第一八九号）

令和七年八月二十九日

埼玉県上尾市中妻一丁目一四番地七

株式会社タップ

代表取締役　内海　栄二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する鞍手開発株式会社（住所埼玉県鴻巣市栄町二番一二号）に対して当社の新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

埼玉県鴻巣市栄町二番一二号

鞍手開発合同会社

代表社員　株式会社ＥＳホールディングス

職務執行者　仁井　秀男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社チケットプラス（住所東京都渋谷区渋谷三丁目一二番一八号）に対して当社のチケット事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目一二番一八号

株式会社Ｔｉｘｐｌｕｓ

代表取締役　池田宗多朗

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リンケージ（住所東京都品川区北品川五丁目一番一八号）に対して当社の子会社株式等資産の管理、運用に関する事業に係る権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十九日

東京都品川区北品川五丁目一番一八号

有限会社オフィスレッドサン

取締役　山﨑　直樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＤＧ（東京都港区芝五丁目三六番七号）に対して当社の株式又は持分の保有を通じた投資先の経営管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十九日

東京都港区六本木三丁目二番一号

合同会社ＤＧホールディングス

代表社員　株式会社ＤＧＨＤ

職務執行者　清水　勇人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社新財間酒場（住所島根県鹿足郡津和野町中座ロ三四番地）に対して当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十九日

島根県鹿足郡津和野町中座ロ三四番地

株式会社財間酒場

代表取締役　財間　章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＴＦＧ株式会社とし、効力発生日は令和七年十月十九日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

札幌市白石区北郷七条三丁目三番七号

ＴＦＧ合同会社

代表社員　新海　雄樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

福島県福島市西中央一丁目一番地

合同会社ＹｏｕｔｈＢａｓｅ

代表社員　株式会社テレビユー福島

職務執行者　伊達　孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

合同会社Ｍｅｄｉａ　Ｕｐ

代表社員　榎田　裕助

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都中央区銀座三丁目五番六号

合同会社松澤不動産研究所

代表社員　松澤　芳邦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区千駄ケ谷五―一六―一六千駄ケ谷フラワーマンション一〇〇三

合同会社ＨａｐｙＲｅｓ

代表社員　畠中　健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区宇田川町三―七ヒューリック渋谷公園通りビル五階―五一

Ｒｅｃａｌｍｏ合同会社

代表社員　今野　敬太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都港区三田二丁目一四番五号

合同会社イーストタイムズ

代表社員　中野　宏一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都世田谷区瀬田四丁目一二番四号

ＭＹＳコンサルティング合同会社

代表社員　池田　順祐

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/35302/announces/33858.pdf

令和七年八月二十九日

福井県小浜市小浜鹿島二六

株式会社ＫＮＥＷ

代表取締役　佐久間一己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

福岡県久留米市上津町二〇〇八番地六

合同会社ＩＮＦＩＮＩＴＹ

代表社員　城島　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

大分県大分市大字光吉字スゲノ迫一八四三番地二三九

ＮｅｘｔＬｉｆｅデザイン合同会社

代表社員　長尾　夏音

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社治工業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

沖縄県沖縄市泡瀬四丁目一一番七号セイコウビル三〇二号室　合同会社治工業

代表社員　仲程　祐治

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月十日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十九日

東京都台東区東浅草二丁目一七番一一号

株式会社Ｐａｎｙａｔｔ

代表取締役　山﨑　琴乃

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年九月二十四日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十九日

東京都中央区京橋二丁目一八番二号

株式会社明治海運

代表取締役　藤川　仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十九日

千葉県市原市五井五九四五番地の一

陽品運輸倉庫株式会社

代表取締役　高松　克行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千四百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

ＭＳＤ企業投資Ｂ号株式会社

代表取締役　祖父江慧太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ

ソルナホールディングス株式会社

代表取締役　安宅　祐樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社タクミホールディングス

代表取締役　仲田真紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー五階トラスティーズ・コンサルティングＬＬＰ内　ＮＭＴ株式会社

代表取締役　石見　陽

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億千五百三十五万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日としております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月六日

掲載頁　八十五頁（号外第一号）

令和七年八月二十九日

東京都新宿区西新宿一丁目八番一号新宿ビルディング　株式会社アクセルラボ

代表取締役　小暮　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億七千五百九十四万九千二十九円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/86970/announces

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区笹塚一丁目六四番八号Ｄａｉｗａ笹塚ビル六階　株式会社Ｇａｕｄｉｙ

代表取締役　石川　裕也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　八十八頁（号外第一七〇号）

令和七年八月二十九日

東京都大田区田園調布三丁目二八番一〇号

株式会社ａｔｄｅ Ｌ'ｅａｕ

代表取締役　髙嶋佳代子（髙田佳代子）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千九十三万五千円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　ＭＣＰ３６株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.123.tkcnf.or.jp/AB920/nakayagikenkogyo/

令和七年八月二十九日

兵庫県美方郡香美町香住区香住一三三番地の二

株式会社中弥技建工業

代表取締役　中村　曉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　毎日新聞　朝刊

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　十八頁

令和七年八月二十九日

兵庫県西宮市江上町一番二号

アールシースタッフ株式会社

代表取締役　江見　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一百万円減少し全額を資本準備金に組み入れ、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月八日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十九日

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷三二〇番地

株式会社プラス

代表取締役　藤田　忠芳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百八十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十頁（号外第一四三号）

令和七年八月二十九日

佐賀県東松浦郡玄海町諸浦一〇六番地一

株式会社ハイレゾ

代表取締役　志倉　喜幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百六十三万二千七百六十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十九日

鹿児島県薩摩川内市水引町二八〇三番地

株式会社ＥＣＯＭＭＩＴ

代表取締役　川野　輝之

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年八月三十一日とする株式会社すばる薬局及び類家不動産株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　十七頁

令和七年八月二十九日

青森県八戸市大字三日町一三番地

株式会社類家大学堂薬局

代表取締役　類家　徳久

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　五十九頁（号外第一八六号）

令和七年八月二十九日

名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号

ミカド観光株式会社

代表取締役　城山　稔央

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　五十九頁（号外第一八六号）

令和七年八月二十九日

名古屋市中村区亀島二丁目二〇番二号

株式会社ミカドグローバル

代表取締役　住藤　孝行

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億五千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日本海新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　二十四頁

令和七年八月二十九日

鳥取県鳥取市立川町七丁目一〇一番地

株式会社ＬＩＭＮＯ

代表取締役　小野　久人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円、資本準備金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により資本金の額及び資本準備金の額を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。

そのため、資本金の額及び資本準備金の額の減少について株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和七年十月三日を予定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示の状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十九日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五一九番地

株式会社ヴィア・ホールディングス

代表取締役　楠元健一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月三十一日現在の資本金の額を二億一千四十九万九千三百二十九円、資本準備金の額を二億一千四十九万九千三百二十六円減少し、それぞれ一千万円とすることにいたしました。ただし、当社が発行している新株予約権が資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金及び資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円といたします。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年八月二十九日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号

株式会社ＩＮＦＯＲＩＣＨ

代表取締役　秋山　広宣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万九千九百九十九円、利益準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和六年十二月二十六日付、日刊工業新聞二頁に掲載しております。

令和七年八月二十九日

横浜市中区長者町三丁目八番一三号

株式会社エル・ファン

代表取締役　**吉丸**　優作

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円、資本準備金の額を一億六千万円減少し、それぞれ八千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十九日

神戸市中央区港島中町六丁目八番二

株式会社ベベ

代表取締役　卜部　正寿

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一七〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月二十九日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号東京日本橋タワー

株式会社リブ・コンサルティング

代表取締役　関　巌

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月二十九日

東京都杉並区荻窪三丁目二九番一三号

株式会社多々良マネジメント

代表取締役　藤本　美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十九日

札幌市中央区南二条西十二丁目三二四番地一

株式会社恵和ビジネス

代表取締役　小田島秀明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十九日

仙台市青葉区上杉一丁目一七番一八号銅谷ビル

銅谷建設株式会社

代表取締役　佐藤　勝利

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十九日

仙台市若林区卸町四丁目二番地

株式会社東配

代表取締役　渡辺　誠治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十九日

大阪市中央区南船場一丁目四番二七号

宏電エテック株式会社

代表取締役　堀田　吉範

株式交換につき株券等提出公告

当社は、栄レース株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和七年十月一日までに当社にご提出ください。

令和七年八月二十九日

兵庫県宝塚市美幸町一〇番五一号

宮城レース株式会社

代表取締役　澤村　徹弥

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である水谷ゆりが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

千葉県船橋市湊町一丁目二一番二〇号

大連三衆科技発展有限公司

日本における代表者　水谷　ゆり

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である保呂田貞行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十九日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹レジデンス二階

エッセントラ・コンポーネンツ・ジャパン・インク

日本における代表者　保呂田貞行

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により株式会社ザイマックスアセットマネジメント（住所　東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号）に対して当社の事業の一部である上場不動産投資法人（ザイマックス・リート投資法人）の資産運用にかかる事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月一日です。

令和七年八月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号

株式会社ザイマックス不動産投資顧問

代表取締役　深江　秀樹

取得条項付新株予約権の取得事由発生の通知公告

当社が発行した取得条項付新株予約権につき、当社が消滅会社となる合併契約の議案が令和七年八月二十八日開催の株主総会において承認されたことにより、取得事由が発生しましたので公告します。なお、当社が取得した新株予約権の名称及び取得した新株予約権の個数は左記のとおりです。

一、第五回新株予約権　四十個

二、第六回新株予約権　千百五十五個

三、第七回新株予約権　二百三十個

四、第八回新株予約権　四十個

令和七年八月二十九日

東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号

株式会社オレンジ

代表取締役　小山　薫堂

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千六百十三万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京ＭＮ１特定目的会社

取締役　タイミ大洋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十二億一千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二〇七頁（号外第一三六号）

令和七年八月二十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

座間相模特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　四十九頁（号外第一八七号）

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｔｏｋｙｏ17特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0051/index.html

令和七年八月二十九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・テン特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0024/index.html

令和七年八月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｕｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年七月十四日付官報の号外第一六一号一四八頁に掲載されています。

令和七年八月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｕｎｔｅｒ特定目的会社

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和七年八月十八日（号外第一八六号）掲載の解散公告中、「サンクアクシス株式会社」とあるは「株式会社サンアクシス」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社サンアクシス

代表清算人　若狭　浩文

訂正公告

令和七年八月二十二日（号外第一九〇号）掲載の解散公告（第一回）中、住所「富山県中新川郡上市町一六番地」とあるは、「富山県中新川郡上市町神田一六番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十九日

富山県中新川郡上市町神田一六番地

池田模範堂労働組合

清算人　和田　亮吾